

日連 22 第 193 号  
(業 1 第 19 号)  
平成 22 年 5 月 20 日

税制審議会  
会長 金子 宏 殿

日本税理士会連合会  
会長 池田 隼 啓

## 諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

### 記

#### 一、地方税制の問題点とあり方について

##### ( 諮問の趣旨 )

地方分権の推進とともに、国から地方へ事務事業が移管されつつある中で、行政における地方の役割がより重視されるようになりました。しかしながら、地域主権を確立し、住民の求める行政を実現するためには、偏在性が少なく、かつ、安定的な地方財源を確保することが重要な課題となっています。

こうした観点からは、国税と地方税の役割分担をどう考えるか、国が定める地方税法と各自治体が定める条例との関係はどうあるべきか、事業税を道府県税とし固定資産税を市町村税としている現行の自治体間の税目の配分が適切かどうかなど、税制の基本的な問題を再検討する必要があると思われます。

また、法人事業税の外形標準課税や個人住民税の比例税率化などは、地方税が応益課税の性格を有していることの現れであるといわれていますが、地域主権を確立するための地方税制を構築するには、地方税における所得再分配の是非等を含め、国税との性格の違いも明確にしておく必要があると考えられます。

さらに、個別の問題としては、個人及び法人住民税の均等割の引上げ、個人住民税についてのいわゆる現年課税の導入、国税と地方税の徴収の一元化などが課題になりつつあります。

そこで、現行の地方税制における問題点とそのあり方について、地方財政の現状を踏まえて検討していただきたく、貴審議会に諮問いたします。